

再任用・会計年度任用職員部ニュース

No. 347
2022.1.12

東京都公立学校教職員組合（東京教組）
再任用・会計年度任用職員部
〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 2F
TEL. 03-5276-1311 FAX. 03-5276-1312

休憩時間が確保されなければ、働き方改革にはならない

再任用・会計年度任用職員部部長 鈴木達哉

あけましておめでとうございます。

一時は落ち着いたように見えた新型コロナウイルスは、オミクロン株の影響により年末から急激に感染者を増やし始めました。新年を迎えた学校でも、感染防止対策として日常の教育活動や学校生活に制限が加えられる状態が続きそうです。

さて、コロナ禍の中「学校の働き方改革」が効果的に進められているのか、日教組は12月15日に「2021年学校現場の働き方改革に関する意識調査」の結果を発表しました。調査は、昨年1学期の通常の一週間を選んでWebで回答するものでした。（全国の公立学校教職員7014人が回答）

その結果を見ると、教員の時間外勤務時間が依然として過労死ラインの80時間を超えていることの他に、休憩時間の実態が目を引きました。小・中・高・特別支援学校教員全体の平均休憩時間は、法定休憩時間の45分を大幅に下回る13.9分にとどまっています。これは2020年の調査結果14.4分よりも悪くなっています。

特に、小学校では、休憩時間「0分」と答えた人が34.9%、「15分未満」が22.5%で、平均11.7分。中学校では、休憩時間「0分」が32.8%、「15分未満」が20.3%で、平均15.5分という結果です。働き方改革で文科省・教育委員会は、改正給特法による時間外勤務の指針「月45時間以内」にばかり目が行き、こぞって時間外勤務の帳尻合わせをしようとしています。労基法で定められた休憩時間（34条）は全く考慮されていません。45分の休憩時間がとれている前提での時間外勤務のカウントですから、休憩時間がとれていなければ、前提そのものが崩れていることとなります。1日に取れない休憩時間が30分とすると、月20日勤務で、勤務時間は10時間延びることとなります。

再任用・会計年度任用職員部が昨年秋に実施したアンケートにも、「定時退勤ができない」という回答が多くありました。アンケートに休憩時間の設問はありませんでしたが、定時退勤できない方は休憩時間を確保することも難しいのではないかと考えられます。今後定年が延長されると、再任用等ではなく正規の状態勤務を続ける方がふえます。高齢で働く教職員の健康と安全を守るためにも、働き方改革の項目に休憩時間の確保を求める取り組みは重要です。国、都道府県、市区町村、各分会のそれぞれの段階で、組合の課題とすることが必要です。

今年も再任用・会計年度任用職員部の運動に対するご理解とご協力をお願いいたします。

満 65 歳を迎える方、年金申請手続は順調ですか？

顧問 森谷 憲光（東京南部支部・大田地区協）

《① 誕生月の 5 か月前（偶数月生まれの人は 6 か月前）》

老齢厚生年金決定請求書が公立学校共済組合本部から送られてきます

この請求書に必要な事項を記入し、指定された期日までに公立学校共済組合本部（以下共済組合本部）に送付しましょう。満 65 歳からは、公立学校共済組合から、老齢厚生年金が支給されることとなります。満 65 歳から老齢厚生年金を受給するか、それとも繰り下げ受給をするかの選択確認です。この請求書の提出を怠ると、繰り下げ受給に同意したものとみなされ、誕生月以降の老齢厚生年金の支給がストップしてしまいます。もしも、手続を怠っていた場合は、速やかに共済組合本部に電話で相談しましょう。停止した月まで遡って支給されます。

《② 誕生月の 3 か月前（偶数月生まれの人は 4 か月前）》

老齢基礎年金の請求に関する書類が日本年金機構から送られてきます

老齢基礎年金は国民年金に相当するものです。日本年金機構から請求書類が送られてきますので、請求書類に必要な事項を漏れなく記入し、提出を求められた添付書類をそろえて、近くの年金事務所で手続きをすることとなります。老齢基礎年金は、日本年金機構から支給されます。

《③ 誕生月当月（偶数月生まれの人は 1 か月前）》

加給年金対象者調査票が共済組合本部から送られてきます

加給年金 この手続は、厚生年金（共済年金）に 20 年以上加入していた方が対象です。加給年金は、配偶者の満 65 歳の年度末まで、子どもの満 18 歳の年度末まで老齢厚生年金に加算して支給されるものです。但し、配偶者が 20 年以上厚生年金（共済年金）に加入していた場合は、支給されません。また配偶者の年収が 850 万円以上の場合も支給対象外となります。

この調査票も、必要事項を記入し、定められた期日までに、共済組合本部に送付しましょう。その後、共済組合本部から必要な添付書類の提出を求める通知が届きます。加給年金の支給額は、満 65 歳未満の配偶者がいる場合は特別加算額を含め年額 390,500 円、満 18 歳未満の子がいる場合は、2 人目まで 1 人につき年額 224,700 円、3 人目から 1 人につき年額 74,900 円が支給されます。障害を持つ子がいる場合は、満 20 歳の年度末まで同額が支給されます。（支給金額は 2021 年度の場合）

振替加算 配偶者が満 65 歳になると加給年金は支給されませんが、配偶者本人の老齢基礎年金に振替加算として一定額が加算されます。配偶者の生まれた年度によって振替加算額が徐々に少なくなっていき、1966 年 4 月 2 日以降に生まれた配偶者には振替加算がありません。加給年金の場合と同様、厚生年金（共済年金）に 20 年以上加入していなければ、配偶者の老齢基礎年金への振替加算がありません。また、配偶者本人が老齢基礎年金の受給権がなければ、振替加算はされません。振替加算の場合も、請求手続が必要です。

【日本年金機構と共済組合の封書に必ず目を通し、

必要な手続は締め切り日前に完了しましょう】

満 65 歳を迎えられる方々が年金手続で失敗しないために、日本年金機構と共済組合本部から送られてくる封書に必ず目を通し、必要な手続を遅滞なく行うことが大切です。たとえ年金の受給権者であっても、「請求手続を怠ると支給されない」ことを肝に銘じましょう。

年金手続等でよくわからないことがあったら、迷わずに共済組合本部に問い合わせるようにしましょう。

公立学校共済組合本部 年金担当 ☎03-5259-1122
問い合わせには必ず、自分の年金証書番号を忘れずに！

所得税の確定申告・納付 今年、2月16日～3月15日

所得税の確定申告は、前年の1月1日から12月31日までの1年間の所得(損失も)について確定し所得税の額を計算するものです。医療費などで多くの支払い(損失)がある場合(例10万円超)は確定申告することによって税が還付されます。(年末調整が済んでいても医療費が基本的に10万円を超えているものが控除を受けることができます。)また、生命保険、地震保険などの損害保険の掛け金がある場合は、一定の還付があります。

給与所得以外に年金支給(雑所得)など他の所得がある場合(20万円超)は、確定申告をする必要があります。所得が給与のみで、前年に職場で年末調整をすませている場合は、確定申告の必要はありません。公的年金のみの収入の方も還付の必要がない場合も確定申告の必要がありません。

税制改正で給与所得控除金額が変更になりました。

医療費の確定申告で税金が戻る場合

申告する方やその方と生計を一にする配偶者その他の親族のために、前年中に支払った医療費がある場合は、次のとおり計算した金額を医療費控除として、所得金額から差し引くことができます **10万円を超えるもの**。(注) その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%の金額⇒ 医療にかかわらないマッサージは該当しない。公共交通では困難なタクシー代は条件によって可能。(詳細は確定申告のホームページを参照。)

医療費控除を受けるためには、「医療費控除の明細書」を、所得税の確定申告書に添付して所轄税務署に提出する必要があります。

2017年分の確定申告から、医療費の領収書の代わりに、「医療費控除の明細書」の提出が必要になりました。医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

2017年分の確定申告から、セルフメディケーション税制が創設されました。

セルフメディケーション税制を適用する場合には、通常医療費控除の適用はできません。(選択適用)

医療費控除の明細書と確定申告書は、「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。

確定申告には手書きまたは電子申告(e-Tax)で可能

申告書作成・提出には、電子申告、手書きなど3通りの方法があります。混雑やコロナウイルス感染を避けるために税務署に出向かない方法をおすすめします。

- ①確定申告には、電子申告(e-Tax)で可能です。インターネット接続のパソコンまたは、スマートフォンでの入力・送信申告が可能です。(マイナンバーカード・読み取り機、ID・パスワード)
- ②国税庁のホームページ「確定申告書作成コーナー」で申告書面に入力すると、税額が自動計算されます。印刷して郵送。(マイナンバー、ID、パスワード)
- ③税務署または市・区役所に用意されている用紙、または、国税局・確定申告申請用紙(PDF)に手書き記入、住所地の税務署へ郵送・持参します。税務署のパソコンで入力し印刷して提出することもできます。初心者には入力の補助もしてもらえます。(書類を準備して混まない時期に行きましょう。)

高齢者運転免許更新に思う・・・

顧問 水谷 辰夫 (八王子)

運転免許の更新の知らせが、昨年11月末に届きました。私が1月2日生まれのため、その時期に「更新手続き」のはがきが来たわけなのでしょう。誕生日を挟んで、2021年12月2日から、2022年2月2日までが更新手続きの期間となったのです。

ただ、わたしの免許証には、「平成34年2月2日まで」と有効期間が書かれています。「平成34年なんてないじゃないか！」しかも、お正月生まれの私は、以前誕生日までで有効期限が閉め切られていた時代、一度失敗している。免許証に記載されていた「昭和〇〇年1月2日までに更新」は、その前年の12月28日までに更新しないと期限が終わってしまうのです。昭和から平成へのさいにも、昭和66年1月2日という期限の記載があったことを覚えています。昭和66年も存在しない年でした。

こうした年号表記の分かりにくさに加えて、今回は70歳から74歳までの免許更新の際に義務付けられた「高齢者講習」があります。この「高齢者講習」を行っているのは、免許更新手続きをする警察署や運転免許試験場ではなく、自動車教習所などのいわゆる「自動車学校」であり、そこでの「講習修了証明」が求められます。もちろん金額も5100円かかります。

わたしは、免許更新の変容に気づいていませんでした。「高齢者認知症への講習」はおぼろげに聞いてはいましたが、それも、免許更新時にその会場である警察署などで行われるものと思っていました。70歳での講習については全く知らず(疎く)、問い合わせの電話をかけてみました。警察によれば、「6か月前に通知している。」とのことでした。しかも、「講習を行う教習所を探して、早く申し込まないと間に合わないかも…」と言われてしまいました。

早速、最寄りの自動車学校などに問い合わせの電話をしました。先の警察の係から言われた通り、市内の教習所は「現在受付終了、3月から再開。」隣の市の自動車学校は、「1月の誕生日では無理。」といった状況です。自宅からは少し遠い5か所目の教習所で、やっと「12月中なら、早朝一番の時間でよければ…」と言われました。ただ、家を6時30分前に出ないと間に合わず、しかも最寄駅からの交通は、タクシーとなるようです。ちょっと迷っていると「お正月休みの後、誕生日以降となりますが、更新に間に合う11日午後最後の一つが開いている」とのことで、なんとか講習を受けられることとなりました。

運転免許証の更新には、2500～3000円の手数料を支払わなくてはなりません。そしてこの「高齢者講習受講料」5100円。体のいい値上げが行われ、講習料という認定料を「自動車教習所」＝「警察官の天下り先」にしっかり儲けさせている感じがします。75歳での更新時には、「認知症検査講習料」を含めて9000円以上と聞いています。